河川法

1.案内情報

手続名 : 河川法第55条1項の許可に基づく地位の承継の届出

手続根拠 : 河川法第55条第2項

手続対象者: 河川法第55条1項の許可に基づく地位を承継した者

提出時期 : 地位承継の日から30日以内

提出方法 : 河川法施行規則第21条に定める届出書及び添付図書を

作成し、当該許可を行った地方整備局等の事務所又は都

道府県の担当部局に提出して下さい。

手数料 : 無し

添付書類・部数 : 河川法施行規則第21条第2項に記載する図書

河川法施行規則別表第三に掲げる部数の写し

申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第十一の様式

記載要領・記載例 : 届出書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道

府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先・相談窓口:

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課 011-709-2311(内線5349) 東北地方整備局河川部水政課 022-225-2171(内線3566) 関東地方整備局河川部水政課 048-601-3151(内線3566) 北陸地方整備局河川部水政課 025-233-5469(内線3566) 中部地方整備局河川部水政課 052-953-8119(内線3566) 近畿地方整備局河川部水政課 06-942-1141 (内線3566) 中国地方整備局河川部水政課 082-227-1066(内線3566) 四国地方整備局河川部水政課 087-851-8061(内線3566) 九州地方整備局河川部水政課 092-476-3450(内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 上記問い合わせ先

3. 手続情報

審査基準 : 標準処理期間:

不服申立方法: 行政不服審査法の規定による。